

## 公 告

簡易型制限付一般競争入札の実施について

次のとおり、簡易型制限付一般競争入札（期間入札）に付するので、公告する。

令和元年10月16日

新上五島町長 江上悦生

## 1 共通事項

項目	入札参加資格要件等
事業所の所在地	新上五島町入札制度合理化対策要綱第4条に規程する入札参加資格者名簿に登載されており、本社・本店もしくはこれに準じる営業所等（以下「受任事業所」という。）を新上五島町内に有する者であること。（詳細は「3 個別事項 入札参加資格要件」の欄を参照すること。）
入札参加の形態	単体企業であること。
現場説明会	開催しない。
入札回数等	(1) 1回とする。ただし、1回目の入札において、最低入札価格が予定価格を超過したことにより落札者が決定しなかった場合は、1回限りの再度入札を行う。 (2) 最低制限価格を設定する入札において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は「失格」とする。また、1回目の入札で失格となった者は、再度入札に参加できない。 (3) 再度入札で落札者が決定しない場合は、最低価格が規定の範囲内であれば、これを提示した者と協議（見積の希望を確認し、見積書の提出を受ける。）して、予定価格の範囲内で随意契約の相手方を決定できるものとする。 (4) 落札に有効な価格の範囲内で最低価格の入札を行った者が2者以上いる場合は、同価格の入札をした者に通知し、入札執行者が指定する日時及び場所においてくじ引きにより落札者を決定する。ただし、入札者（立会者）がくじ引きに参加しないこととした場合は、入札事務に関係のない本町職員が代行してくじ引きを行う。
入札金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
入札の無効	新上五島町契約規則第16条及び新上五島町期間入札試行要領第13条の規程に該当するとき並びに入札執行者が無効と判断する場合にはその者のした入札を無効とする。また、1回目の入札で無効となった者は、再度入札に参加できない。
入札保証金	新上五島町契約規則第9条第2号の規程を適用し、免除する。ただし、落札者が契約を結ばない場合には、損害賠償金として落札価格（消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を徴収する。
公告日	令和元年10月16日
入札参加申請書受付期間	<b>令和元年10月16日 8時30分から令和元年10月18日 24時00分まで</b>
入札参加申請書提出方法	電子メール(zaisei@town.shinkamigoto.nagasaki.jp)により申請すること。※インターネット環境の不具合等によりメールの送受信が出来ない場合は、ファックス又は持参により申請すること。ただし、持参する場合の提出期限は、令和元年10月18日 17時15分までとする。
設計図書等閲覧期間	令和元年10月16日 8時30分から令和元年10月31日 17時15分まで
設計図書等質問書提出期限	令和元年10月28日 12時00分まで
設計図書等質問書提出方法	電子メール(zaisei@town.shinkamigoto.nagasaki.jp)により提出すること。※インターネット環境の不具合等によりメールの送受信が出来ない場合は、ファックス又は持参により提出すること。
入札書の提出期間	<b>簡易型制限付一般競争入札参加承認通知書を受領した日から令和元年10月30日 17時15分まで</b>
入札書の提出先	〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場財政課
入札書の提出方法	書留郵便又は持参により提出すること。
開札日時・場所	令和元年10月31日 9時00分 新上五島町役場3階F会議室

入札参加承認又は落札決定の取消	<p>(1) 本入札の公告から契約締結日までの間において、指名停止の措置を新上五島町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、入札参加承認又は落札決定の取消を行う。また、その指名停止の措置を受けた者が行った入札は無効とする。</p> <p>(2) 本入札の公告から契約締結日までの間において、新上五島町が行う各種契約からの暴力団等排除に基づく排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、入札参加承認又は落札決定の取消を行う。また、その排除措置を受けている者が行った入札は無効とする。</p>
その他	各事業の概要や事業費の積算に必要な資料は、設計図書（仕様書）等を閲覧（要パスワード）すること。
	入札参加申請書、設計図書等質問書及び入札書を持参する場合は、新上五島町の休日を定める条例第1条第1項に規程する休日を除いた日に提出すること。
	入札書提出後は、書き換え、引換え又は撤回することはできない。
	その他入札、契約に関する事項は、新上五島町契約規則並びに新上五島町建設工事執行規則及び関係規定の定めるところによるものとする。

## 2 分野別事項

### (1) 建設工事

予定価格 最低制限価格	設計額にランダム係数を乗じ予定基本価格とし、設計額の90%にランダム係数を乗じ最低制限基本価格とする。さらに、公開（入札会場）において、それぞれにランダム係数を乗じ、予定価格及び最低制限価格を決定する。
前金払	当初請負代金額が100万円以上の場合に適用する。（請負代金額の40%以内）
中間前金払	当初請負代金額が100万円以上の場合に適用する。（請負代金額の20%以内。その他の要件有。）
部分払	当初請負代金額が1,000万円以上の場合に適用する。
契約保証金	当初請負代金額が300万円以上の場合は、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。（免除規程有。）
工事費内訳書の審査	工事費内訳書の審査は、落札候補者のみを審査して、落札者を決定する。
現場代理 主任技術 監理技術 人者者	請負代金額が3,500万円（建築工事は7,000万円）未満の工事は、建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和について（試行）の適用対象工事である。
	建設業法第26条第2項に該当する工事（下請金額の合計金額が4,000万円以上、建築工事は6,000万円以上の工事）は、「 <u>監理技術者</u> 」を現場に専任で配置すること。
	建設業法第26条第3項に該当する工事（請負額が3,500万円以上、建築工事は7,000万円以上の工事）に配置する技術者は、 <u>現場に専任で配置</u> すること。
その他	建設工事に係る資源の再資源化に関する法律の対象となる工事は、法律に基づき契約書（別紙）に必要事項を記載し契約締結を行う。

## 3 個別事項

### (1) 建設工事

番号 及び 名称	工事場所 (南松浦郡 新上五島町)	工期	入札参加資格要件				担当課名
			建設業許可	格付等	本社・受任 事業所の別	その他の要件	
政策工第4号 微細藻類生産施設整備 工事	小串郷770番地	令和2年3月25日 限り	とび・土工 工業	A	本社・本店	-	総合政策課
政策工第5号 微細藻類生産施設整備 工事（舗装）	小串郷770番地	令和2年3月25日 限り	舗装工事業	A	本社・本店 又は 受任事業者	受任事業者は総合数値 が1,000点以上である 者	総合政策課